

**社会福祉法人 和楽会**  
**給食調理業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要綱**

社会福祉法人の業務契約は公益性、透明性を求められるため、随意契約に代わる方式として一般競争入札の採用が望ましいと思われる。しかし、利用者の楽しみである食事は、その提供方法や味の工夫なども重要事項と考え、価格のみを比較する競争入札方式ではなく、総合的に判断できるプロポーザル方式を採用することとしたい。

## 1. 業務委託

### (1) 業務委託の内容

- ① a. 特別養護老人ホーム和楽館（利用者定員 64名 +デイサービス18名）  
b. 特別養護老人ホーム夢見ヶ崎（利用者定員 80名 +デイサービス40名）  
c. 特別養護老人ホームわらく桃の丘（利用者定員 100名 ）  
の給食業務全般
  - ・入居者の朝食、昼食、夕食、おやつ
- ② 同施設、入居者家族の食事
  - ・行事、宿泊希望者等による

### (2) 業務履行場所

- a. 川崎市高津区千年141-2 （特別養護老人ホーム和楽館）
- b. 川崎市幸区南加瀬1-7-14 （特別養護老人ホーム夢見ヶ崎）
- c. 川崎市宮前区野川本町3-17-3（特別養護老人ホームわらく桃の丘）

### (3) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

- ① 契約期間満了3ヶ月前までに双方に異存がなければ5年間（令和10年3月31日）を限度として更新できることとする。

### (4) 予算

委託料、管理費の上限は、76,000,000円  
(単年度、3施設合算で消費税及び地方消費税含む)

## 2. 参加資格

以下の全ての要件を満たしていなければならない。

- (ア) 食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けていること。
- (イ) 当該入札の応募申込書の提出時点で、「給食業務」における神奈川県の入札参加資格を有していること。

- (ウ) 神奈川県内の特別養護老人ホームもしくは老人保健施設、有料老人ホーム（利用定員50名以上）において2年以上の給食業務に関わった実績があること。
- (エ) 過去3年以内に神奈川県との契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (オ) 製造物責任法3条の規定に定める損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (カ) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

### 3. 応募資格の抹消

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 要綱に違反又は、著しく逸脱した場合
- (3) その他、不正行為があった場合

### 4. プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルは、以下の日程により実施する。なお、やむを得ずスケジュールを変更する場合は、その旨をすべての参加業者へ連絡することとする。

- 7 月 1日 本要綱の交付開始、ホームページよりダウンロード可  
応募申込み及び質問書の受付開始
- 7 月 8日 応募申込み及び質問書の受付締切（午後5時00分）
- 7 月 12日 当法人より全ての参加業者への質問書の内容に対する回答書の送付
- 7 月 14日 第1次選考（書類選考）
- 7 月 15日 第1次選考結果通知発送（選定通知及び非選定通知）
- 7 月 29日 企画提案書及び見積書の締切（午後5時00分）
- 8 月 9日 第2次選考  
プレゼンテーション及び試食の実施
- 8 月 12日 審査結果通知発送
- 8 月 下旬 選定業者と業務委託契約の締結

### 5. 審査方法

#### (1) 審査基準

当法人で定めた以下の評価基準に基づき、総合的に審査する。

- ① 企業に対する評価点 (15点)
- ② 運営内容に対する評価点 (50点)
- ③ コストに対する評価点 (15点)

#### ④ 試食に対する評価点 (20点)

##### (2) 審査

企画提案書、見積書に基づいたプレゼンテーションを実施後、各審査委員による評価の合計点を求め、最も点数の上位にある者を契約候補者とする。

##### (3) 審査委員会

評価の妥当性・公平性を確保する観点より、以下の構成員により審査委員会を組織し、審査を実施する。

法人代表	社会福祉法人和楽会 理事長	清水 完敏
	社会福祉法人和楽会 理事	三宅 修司
専門職	社会福祉法人和楽会 管理栄養士	鈴木 俊美
	社会福祉法人和楽会 事務長	中山 修
外部専門家	特別養護老人ホームせせらぎ施設長	田邊 浩康

##### (4) 審査結果の通知

審査結果については、後日参加者全員に文書にて通知する。結果に対する異議は受け入れない。

## 6. 提出書類

### (1) 応募の申込み

応募の申込みをする際は、以下の書類を提出することとする。なお、提出の方法は、当法人へ持参もしくは郵送とする。(書類提出期限は7月8日午後5時00分必着)

- ① 応募申込書
- ② 商業登記簿謄本
- ③ 決算書(過去3事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び、利益金処分計算書)
- ④ 「2. 参加資格」に規定する参加資格を証明する書類

### (2) 第1次選考選定事業者

第1次選定通知を受けた業者は以下の書類を提出することとする。なお、提出の方法は、当法人へ持参もしくは郵送とする。(書類提出期限は7月29日午後5時00分必着)

- ① 企画提案書
- ② 見積書

※企画提案書、見積書は共に【6部】を用意すること。

## 7. 企画提案の内容

[企画提案書]

企画提案書については以下の項目についてわかりやすく作成すること。

(※書式は任意とする)

- ① 会社概要・過去の業務実績 (※福祉施設等の給食業務についての実績)
- ② 特別養護老人ホームの給食に関する基本的な考え方について
- ③ 献立についての考え方 (※1ヵ月分の参考献立)
- ④ 利用者の満足度を高める方策について (※季節行事への取り組み等)
- ⑤ 個別対応食について
- ⑥ 災害時の対応について
- ⑦ 衛生管理体制
- ⑧ 個人情報保護に関する対応について
- ⑨ 受託した場合、稼働までのスケジュールについて
- ⑩ 職員配置について (※職員構成・勤務表案、欠員時における対応策など)
- ⑪ 調理職員の教育体制について
- ⑫ 施設職員 (栄養士、介護員等) との連携を高めるための取り組み
- ⑬ その他、貴社の特徴、アピールする点

[見積書]

単価方式により、月額のコストがわかるように作成することとする。

(※書式は任意とする)

## 8. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出されたすべての企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出されたすべての企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

## 9. プレゼンテーションおよび試食について

プレゼンテーションおよび試食の実施に係る概要は以下のとおりとする。なお、プレゼンテーションの開始時刻・場所、試食の献立などに関する詳細は、【令和4年8月3日】までに、当法人からすべての参加業者へ通知する。

<プレゼンテーション>

- ・説明時間は15分以内とする
- ・説明者は4名以内とする
- ・提出済資料である「企画提案書」および「見積書」に沿って説明することとする

- ・プロジェクター等の器具の持ち込み、使用は認めないこととする
- ・審査委員から質疑に対し、その場で対応することとする

#### <試食>

- ・審査委員全5名分の食事を用意する
- ・調理設備・機器の持ち込み、使用は認めないため、予め用意された料理をその場で取り分け、提供することとする

## 10. 契約

審査において選定された業者は、決定通知到着後、詳細について協議を行い、契約を締結するものとする。なお、選考された業者との契約交渉が不調に終わった場合は、時点の者と契約締結に向けて交渉を行うものとする。

## 11. 質疑応答

### ①質問方法

質問は、タイトルに「入札質疑事項」と入力し、電子メール (office@warakukai.or.jp) にて行うこと。

### ②受付期限

令和4年7月8日 午後5時まで

### ③回答方法

電子メールにて回答する。なお事業者選定の公平性に係る質問については回答しないことがある。

### ④ 質問の回答期限

令和4年7月12日

## 12. 本件に関する問い合わせ先

社会福祉法人和楽会 特別養護老人ホーム和楽館 法人本部事務局

担 当 中山

〒 213-0022

住 所 神奈川県川崎市高津区千年1-4-1-2

電 話 044-789-5310

F A X 044-766-4980

メール office@warakukai.or.jp

(お問い合わせはメール・FAX にてお願いします。)

## 13. その他

(1) 提出する企画提案書は、1社につき1案とする。

(2) 提案に要する費用はすべて提案者の負担とする。